

出雲市中小企業等緊急支援給付金

事業経営に多大な影響を受けている企業・個人事業者を支援するため、市独自に実施している中小企業等緊急支援給付金の支給要件の対象月を延長します。

支給対象月の延長

令和2年1月～12月のいずれかの月

※これに伴い申請期間も令和3年2月1日(月)【必着】まで延長します。

◆対象者

◇令和2年1月～12月のいずれかの月(対象月)の売上が、次の(1)または(2)に該当する事業者

(1) 前年同月と比較して50%以上減少している月がある事業者

(2) 前年同月と比較して30%以上50%未満減少している月が2か月以上ある事業者

※中小企業や店舗だけでなく、事業を実施している個人事業者も対象となります。

(例) 大工、左官、学習支援の講師、農林漁業者(主業・専業のみ)、インストラクターなど。

※また、NPO法人や公益法人等も対象となります。

◇令和2年3月以前から当該事業の事業収入を得ており、**今後も事業継続の意思がある事業者**

◇令和2年1月末時点で**市税等の滞納がない事業者** ※一部対象外の業種があります。

◆支給金

法人 20万円 **個人事業者** 10万円 ※支給は1事業者につき1回まで。

◆申請方法

次の書類を提出してください。

①申請書 ②前年確定申告書類の控えの写し ③売上減少月の売上台帳等の写し

④振込口座(通帳)の写し

※対象者(1)の事業者は、国の持続化給付金の振込通知書(写し)により、

②③を省略することができます。

◆申請締切

令和3年2月1日(月)【必着】



市ホームページ

申請先・おたずね / 〒693-8530 出雲市今市町70 出雲市役所 商工振興課(給付金担当) ☎21-6219

飲食店などの新型コロナウイルス

第3次分 感染症対策を支援します！

《出雲市地域商業等再起支援事業補助金》

市では、お客さまに安心して利用していただくための感染症予防対策や、新しいサービス・商品提供などに取り組む際の経費を助成します。

■対象者

市内に事業所を有する中小企業者〔法人・個人〕で、市税等の滞納がない事業者(県内本社に限る)

■対象業種

小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、鉄道業、道路旅客運送業、水運業 ※風俗営業等に属する一部の事業を除く。

■補助率 対象経費の4/5以内(下限8万円、上限80万円)

■補助対象期間 令和2年4月7日～令和2年12月31日

■交付申請方法

交付申請書類を下記まで郵送またはご持参ください。

※申請様式・手引きはホームページに掲載し、市行政センター、市内商工会議所、商工会にも設置しています。

■交付申請期間 令和2年11月30日(月)まで(必着)

※ただし、予算がなくなりしだい、受付を終了します。

具体例

- 店内換気扇の設置
- マスク、空気清浄機の購入
- パーティションの設置
- 手洗い場の蛇口自動化改修
- 客席間を広げる店舗改修
- テイクアウト・デリバリー用の包材
- 新サービスの広告・チラシ作成
- ネット販売サイトの構築 など



市ホームページ

申請先・おたずね / 〒693-8530 出雲市今市町70 出雲市役所 商工振興課(再起支援事業担当) ☎21-6541